

総代・役員ってなあに？

うちのおじいちゃん、改良区の総代なんだけど、どんなことをしているの？



ぱんくん
りんご農家の三代目
平日は会社員だよ

総代は、組合員の代表だよ。

土地改良区は組合員の団体だから、組合員が重要な決定をして、運営をしなきゃならないけど、組合員全員集まって、それをやるのは大変だよ。

だから、組合員から代表者（=総代）を選挙で選んで、その人達に色々決めてもらうことにしているよ。

総代が集まって色々話し合う会議を、「総代会」というんだよ。

うちの改良区では、毎年3月に「通常総代会」を開催して、収支決算や事業の報告、次年度の予算などを承認・議決してもらう。「臨時総代会」は、定款の変更や、役員に欠員が生じたり、土地改良事業を実施したりする時等に、必要に応じて開催する。



くま事務局長

地区内に水田を所有
休日は農作業に大忙し

へえ〜。総代って国会議員みたいだね(笑)



そうだね。改良区にとって重要なことは、総代会で決めるんだよ。

総代会は、実際に改良区の運営を行う理事や運営状況をチェックする監事を選んだり、定款や規約の変更、土地改良事業の実施について議決する。だから最高の意思決定機関（ちょっと難しいかな？）と言われている。



えっ、改良区を実際に運営しているのは理事なの？
事務局じゃないの？



そうだよ、運営を行っているのは、総代会で選任された理事の皆さん。

(土地改良法第19条の1)

とはいっても、改良区の業務は幅広くて、年間を通じて沢山あるから、実際には事務局（改良区に雇われた職員）が行っていて、理事の皆さんはそれを指揮・監督する立場だよ。そして、改良区の運営が適切に行われているかをチェックするのが監事だよ。



理事の中にも役割があるの？



代表の理事長、理事長を補佐する副理事長、他には会計担当理事がいる。会計担当理事は、月に一度、経理事務が適切に行われているか、事務局にきて、帳簿などをチェックしてくれる（ちょっとドキドキ）。賦課金の滞納処分(差押など)は、理事じゃないとできない。事務局員にはそのような権限はないんだ。改良区の役員は、「改良区の役員(理事・監事)が任務を怠ったときは、その役員は土地改良区に対し連帯して損害賠償の責に任じられる場合がある(土地改良法第 19 条の 5)。」ということで、とても責任のある立場なんだよ。

ところで、監事の皆さんは何をしているの？



改良区の業務や経理事務が適切に行われているかをチェックするのが、監事だよ。少なくとも毎事業年度 2 回は、土地改良区の業務や財産の状況を監査して、理事会や総代会に報告する義務もある。全国的に土地改良区の不正(横領、贈賄等)が多発しているから、監事の業務はとても重要だ(土地改良法第 19 条の 4)。監事のうち 1 名は、組合員外から選任するようにと、土地改良法で決まっているよ(土地改良法 18 条第 6 項)。

わあ、責任重大！



だから、管理運営上、同一人物が理事と監事、理事と職員、監事と職員は兼務できない。(土地改良法第 20 条)
また、今まで男性ばかりだった土地改良区に、男女共同参画の観点から、女性の役員を登用(2025 年度までに 10%以上にしよう)する動きがあるよ。
既に女性の役員を登用した土地改良区から、「新たな視点が生まれて会議が活性化した」とか、「女性の持つ広いネットワークのおかげで、多様な人材が改良区に係るようになった」との報告がある。
長野県内でも、改良区や地方自治体の職員、理事、農業に関わる団体の女性の組織「女性が集う会(仮称)」が令和 6 年に結成されている。
うちの改良区もいよいよ春から女性理事が誕生するよ。楽しみだね。